

甲州市行政改革推進委員会運営要領

1. 委員会の開催

(1) 開催日程

会長と協議のうえ開催日を決定し、開催日の概ね2週間前までに文書により開催日を通知します。

(2) 会議時間

原則として2時間とします。ただし、会の進行状況によっては会長が委員に諮り延長することができます。

(3) 会議資料

委員会における協議、検討に必要な資料等は原則として事前に配布します。送付された資料は、内容等確認の上、委員会開催時に持参してください。

2. 委員会の公開及び記録

(1) 委員会は公開を原則とします。

(2) 会議録は発言者無記名の要点筆記方式とし、公開を原則とします。

3. 委員会における合意

委員会において協議が整った場合、委員会における合意があったものとみなします。

4. 文書による意見等の提出について

委員は、当該委員会での協議事項に関しての意見・考え等を書面において事前に提出することができます。この場合、提出された意見等は委員会において公表します。

5. 委員会への出欠

開催通知のあった委員会に欠席する場合は、委員は事前に事務局へ欠席の連絡してください。

6. その他の事項

(1) 公務災害補償の適用に関しては、山梨県市町村総合事務組合同規約第3条第6項を適用します。

(2) 報酬、費用弁償については、甲州市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例を適用します。